

市第 112 号議案

横浜市動物園条例の一部改正

横浜市動物園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市動物園条例の一部を改正する条例

横浜市動物園条例（昭和63年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「600」を「800」に、「480」を「640」に改め、同表に次のように加える。

横浜市立よこは ま動物園及び横 浜市立金沢動物 園	1人1年 につき	個人	2,000		
------------------------------------	-------------	----	-------	--	--

別表備考に次のように加える。

- 5 「1年」とは、入園券の発行日から起算して1年間をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市動物園条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市立よこはま動物園の利用料金を改定するとともに、横浜市立よこはま動物園及び横浜市立金沢動物園に共通の年間の利用に係る利用料金を定めるため、横浜市動物園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市動物園条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表（第 3 条の 5 第 2 項）

名 称	単 位	個人・団 体の別	利 用 料 金		
			一 般	高校生・中人	中学生・小学生
横浜市立よこは ま動物園	1 人 1 回 につき	個 人	円 <u>800</u> 600	(省 略)	
		団体 (30 人以上)	<u>640</u> 480		
(省 略)			(省 略)		
横浜市立よこは ま動物園及び横 浜市立金沢動物 園	1 人 1 年 につき	個 人	<u>2,000</u>		

（備考）

（ 1 から 4 まで省略）

5 「1 年」とは、入園券の発行日から起算して 1 年間をいう

。